



ご存じですか？

クーリング・オフ

「クーリング・オフ」とは、訪問販売などで申し込みや契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内なら一方的に解約できる制度です。「クーリング・オフ」が、どのようなときにできるのか、するとどうなるのか、具体的に「ご存じでしょうか。知っているようで、案外知らない「クーリング・オフ」基本的なケースでチェックしてみませんか。

◎ 次のうち、クーリング・オフできるのはどれでしょうか？

1. 3日前、訪問販売で、新しい布団を購入した。既に2晩使用している。
2. 1日前、通信販売で服を購入したが、家で着てみるとしつくりしない。

◎ クーリング・オフできるのは、1番です。訪問販売や電話販売のような不意打ち的な勧誘では、冷静に考える余裕もないまま契約してしまいがちです。そのため一定期間内であれば無条件に契約を解除できる制度がクーリング・オフです。

店舗での購入や通信販売は、じっくり考えてから購入できるため、クー

リング・オフの適用はありません。ただし、通信販売の場合は、事業者が独自に解約や返品についてのルールを設けている場合がありますので契約前にしっかりと確認しましょう。

◎ それでは、クーリング・オフすると、どうなるでしょうか？

1. 支払った代金は全額返金を求めることができる。
2. 受け取った商品は、事業者の負担で返品できる。
3. 10箱のうち1箱だけ使用した化粧品でも、残り9箱は返品できる。
4. 購入した商品（布団類など）を使用している場合、返品できる。
5. 工事が完了していても、事業者の負担で元の常態に戻すよう要求できる。

◎ いずれも可能です。

クーリング・オフが適用される販売方法で契約した場合には、手続きを行えば、たとえ購入した商品を使用している場合でも、消費者は一切の負担をすることなく契約を解除できます。

しかし、健康食品や化粧品のように、食べたり使ったりすると減ってしまうもので、法律で定められた商品は、使用した分は代金を支払わなければなりません。

今回は、クーリング・オフを断られた場合と、具体的なクーリング・オフの手続きについて、お知らせします。



消費生活メモ

●子どもが使用した携帯電話、高額な請求にビックリ！

事例1 息子が、親の携帯電話を無断で使用してインターネットに接続し、後日8万円の請求があった。

(小学5年生の子を持つ親)

事例2 子どものために携帯電話を購入。アクセスを制限するサービスを利用しているが、3万円の請求があり驚いた。

(小学4年生の子を持つ親)

解説 子どもが使えるのは通話とメールぐらいの思いがちですが、音楽やゲームのダウンロードなど、さまざまな機能を使いこなしています。請求を受けて初めて親は気がつくということも多いのです。携帯電話の利用方法については、親子でよく話し合っ、ネットを使うと高額なパケット料金がかかる場合もあることを理解させることが大切です。月々の料金に上限を設定できるサービスを使うのも1つの方法です。

●「廃品回収」と訪問し、トラックに載せた後で法外な請求！

事例1 「廃品回収している。不要なものはないか」と男性が2人突然訪れた。返事する間も無く、物置などを見回して自転車やストーブを引っ張り出してきた。代金をたずねたら、「自転車1台千円」というので、それならと了承した。しかし、トラックに積み込んだ後に13万円を請求された。「戻して」と言いかけたが、怖くて手持ちの全額11万3千円を支払ってしまった。(70歳代女性)

解説 巡回している廃品回収業者に声をかけ、その後トラブルになるケースは、全国で多く報告されています。中には、家に上がりこみ、依頼しないものまで勝手に持ち出すケースもあります。気軽に家に入れないように注意しましょう。

ごみの処分方法がわからない場合は、下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
 ☎②6578 有線⑤7784
 滋賀県消費生活センター
 ☎0749-23-0999